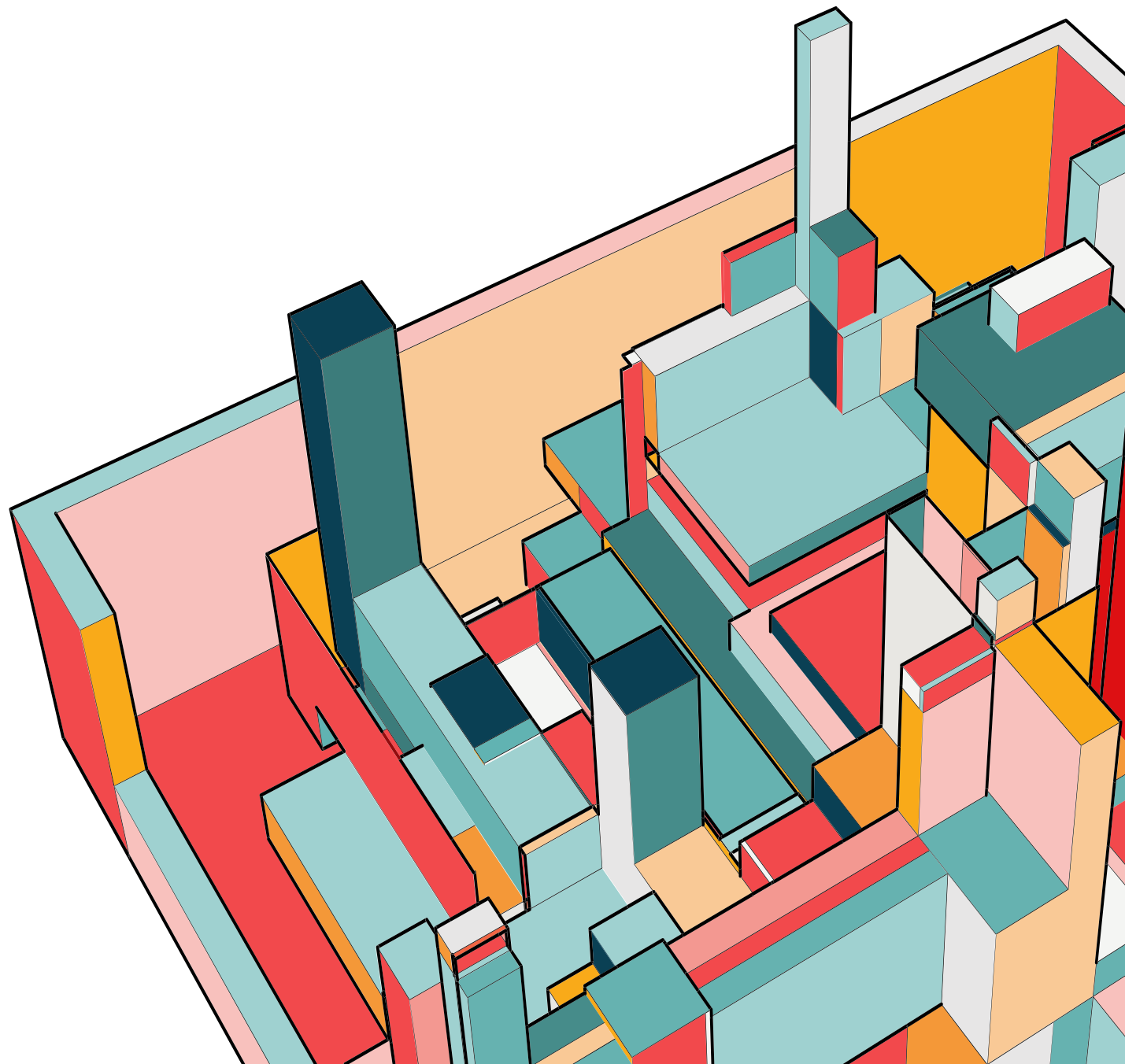


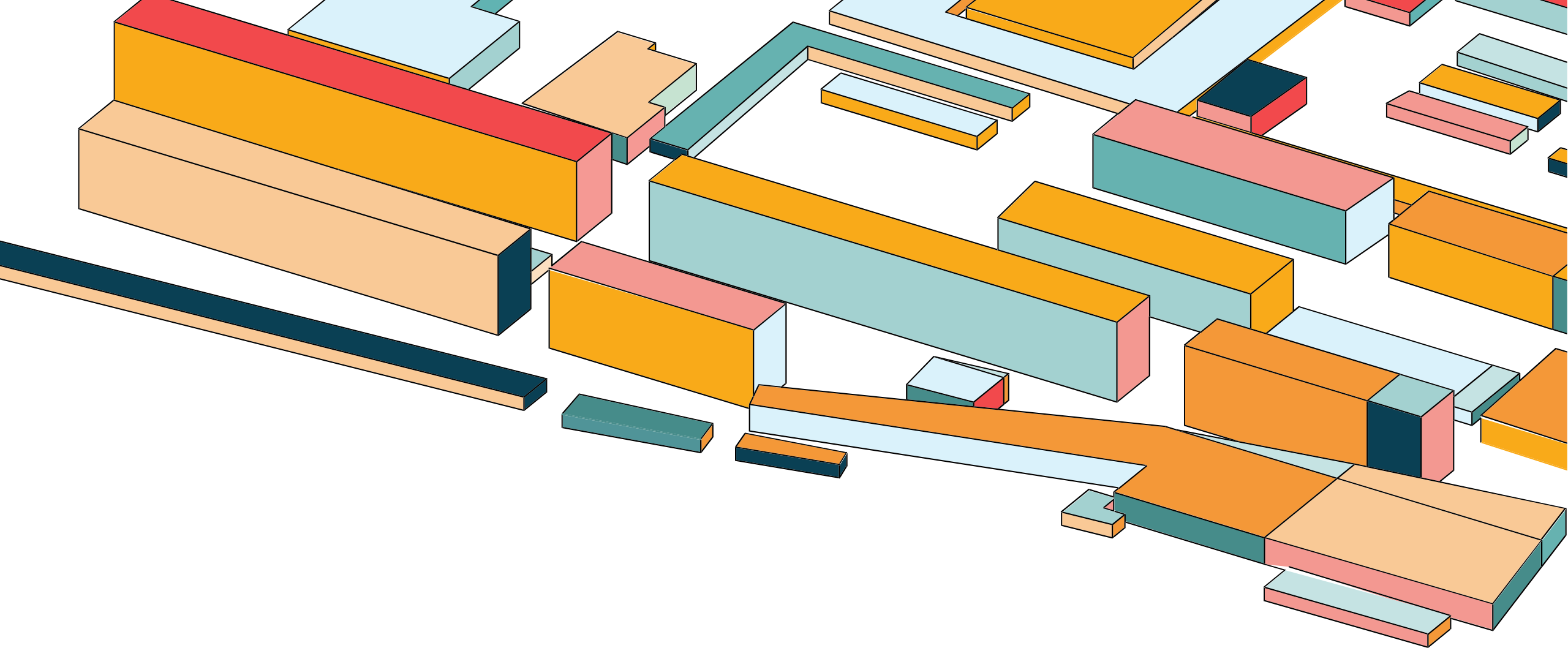
草津市相談支援体制検討 プロジェクト報告 (ダイジェスト版)

草津市障害者自立支援協議会

プロジェクトの設置

計画相談支援等を担う特定相談支援事業所が少しずつ増えていく中、草津市障害者自立支援協議会においても平成29年度から相談支援専門員による相談支援部会が自立支援協議会の部会として立ち上がりました。部会では各事業所の取り組み状況や計画相談支援等に関する情報共有が行われ、各相談支援機関の役割やあり方、相談支援事業所の独立運営の困難さなど様々な課題が共有されることとなりました。また、一方草津市議会においても障害のある人への相談支援体制の充実を求める声もあがっており、現状を踏まえた上で、今後目指すべき体制を検討していくべく、令和2年から草津市障害者自立支援協議会において相談支援体制検討プロジェクトを立ち上げることとなりました。





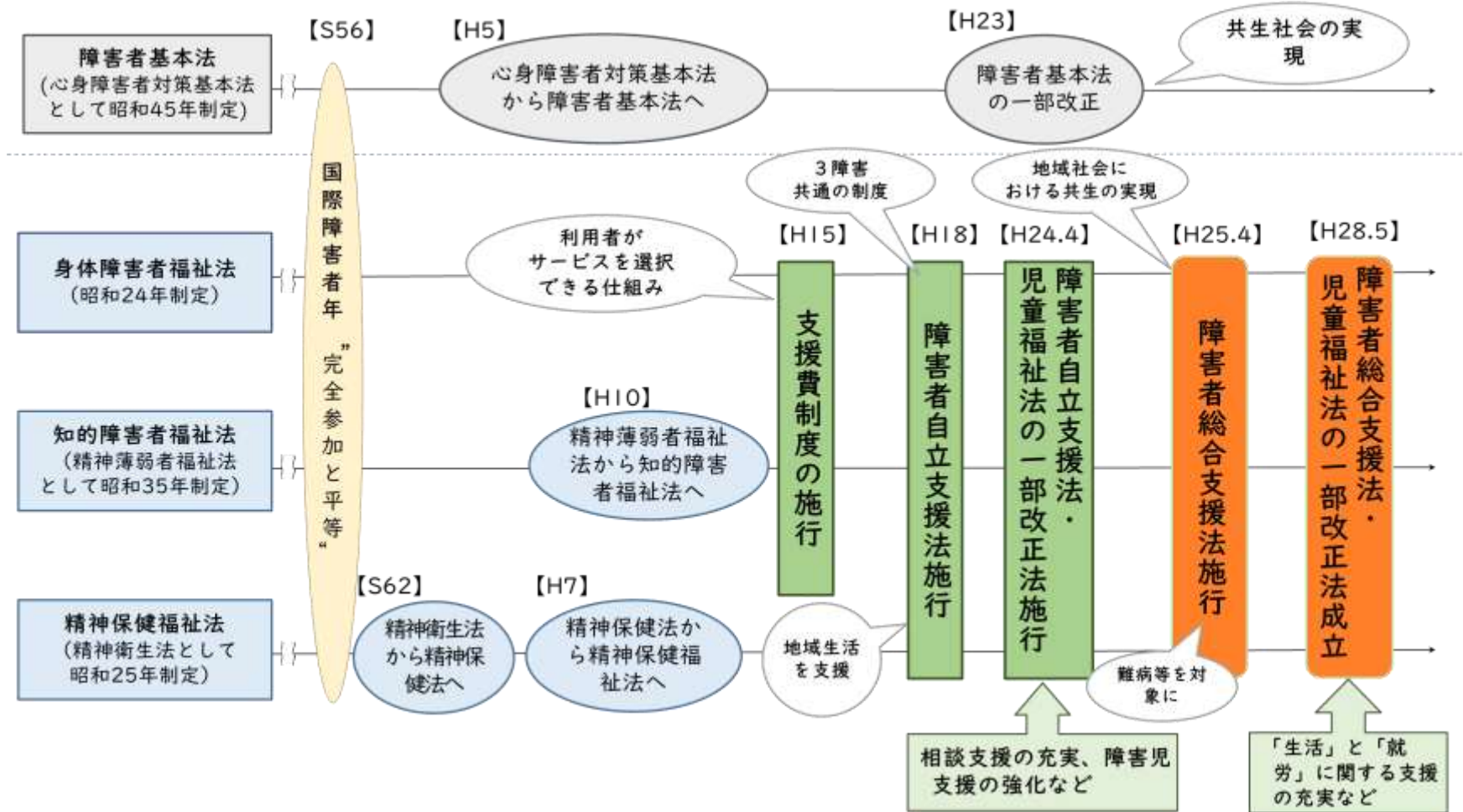
相談支援の経過

相談支援の経過

平成24年の障害者総合支援法において、「入所施設から地域へ」「一般就労への移行促進」等を目標に、それまでの事業体系が大きく再編

障害のある人が望む生活に必要な支援を適切に提供できるよう、ケアマネジメント手法による計画相談支援が開始

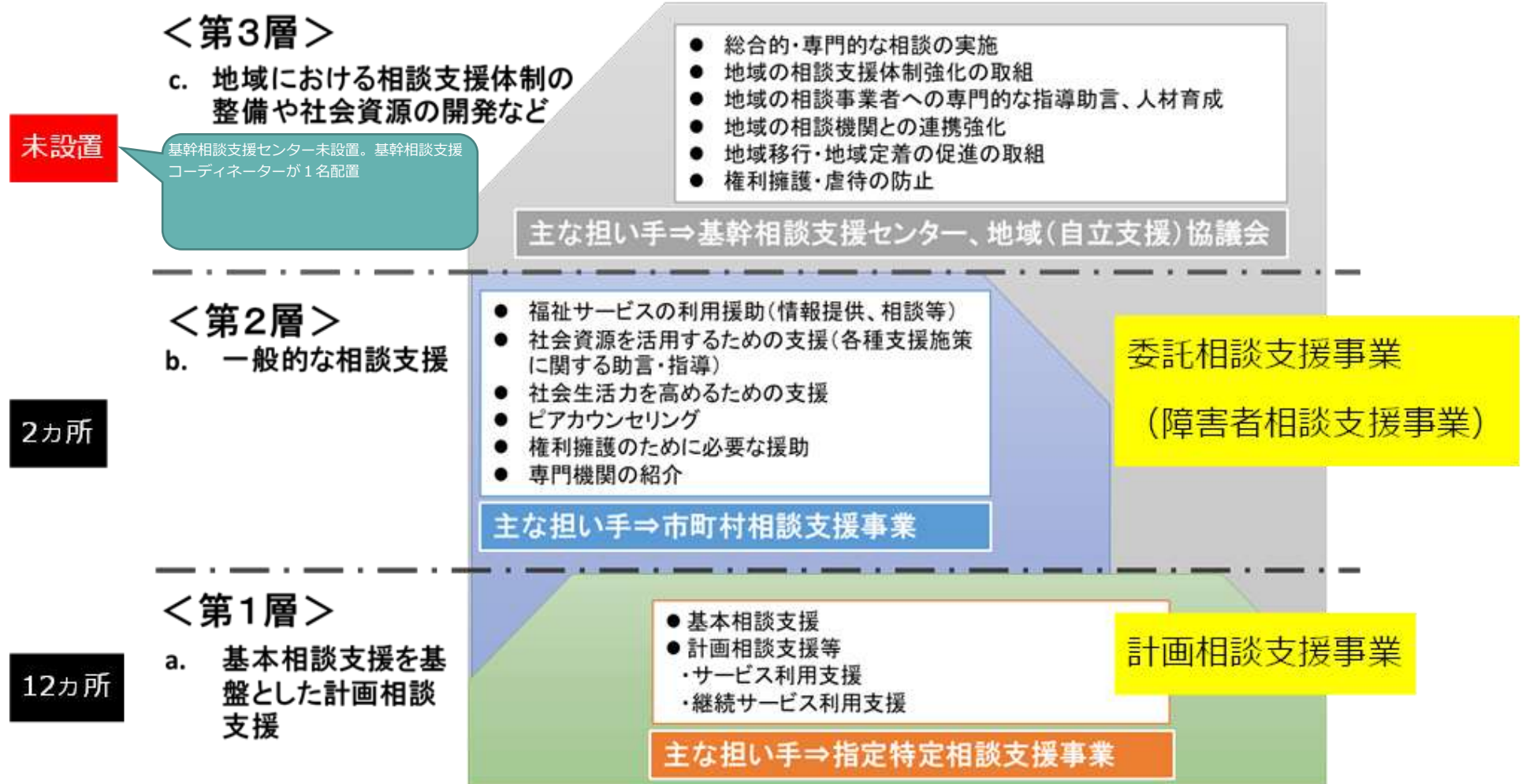
計画相談支援事業所が増えていくことで、バックアップ体制や地域課題解決に向けた仕組み作りが必要となり基幹相談支援センターが法的に位置づけ

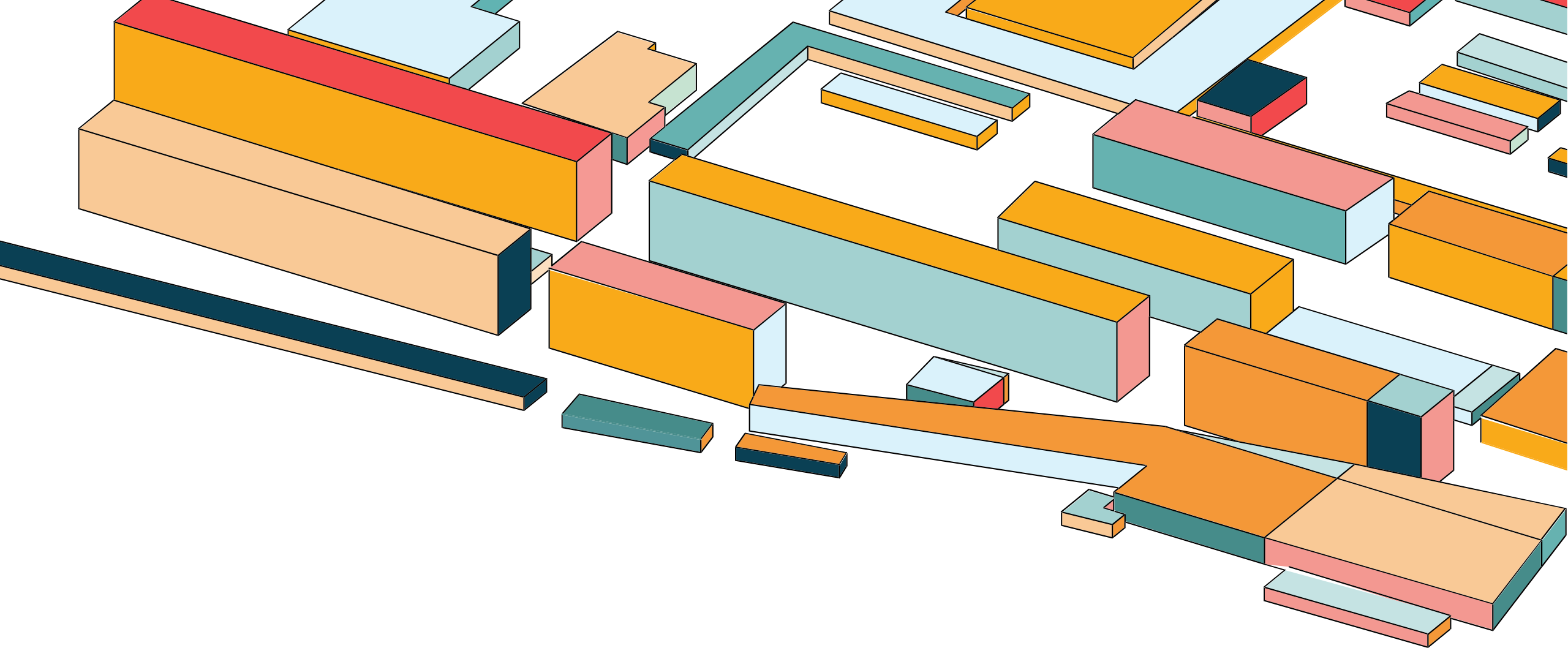


現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等 (相談支援事業実態調査)
<p>基幹相談支援センター</p>	<p>定めなし</p> <p>《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的・専門的な相談の実施 (基幹相談支援センター機能強化事業) ● 地域の相談支援体制強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 <p>※権利擁護・虐待防止(虐待防止センターの受託)</p>	<p>■ 1,741市町村中 687市町村 (H31.4) 39% 778市町村 (R2.4) 45% 873市町村 (R3.4) 50%</p> <p>※箇所数は1,100ヶ所 (R3.4)</p>
<p>障害者相談支援事業</p> <p>実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可</p> <p>⇒委託相談支援</p>	<p>定めなし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助(情報提供、 相談等) ● 社会資源を活用するための支援(各 種支援施策に関する助言・指導) ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等 	<p>■ 全部又は一部を委託 1,576市町村 (91%)</p> <p>■ 単独市町村で実施 1,042市町村 (60%)</p> <p>※R3.4時点</p> <p>※全市町村が実施 (地域生活支援事業必須事業)</p>
<p>指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所</p> <p>⇒計画相談支援</p>	<p>専従の相談支援専門員 (業務に支障なければ 兼務可)、管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用支援、 ・継続サービス利用支援 <p>※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び 困難事例への対応等を行う場合あり</p>	<p>■ 10,202ヶ所 (H31.4) 22,453人 10,563ヶ所 (R2.4) 23,729人 11,050ヶ所 (R3.4) 25,067人</p> <p>※障害者相談支援事業受託事業所数 2,157ヶ所 (20%)</p>
<p>指定一般相談支援事業所</p> <p>⇒一般相談支援</p>	<p>専従の指定地域移行支 援従事者(兼務可)、う ち1以上は相談支援専 門員、管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 ・地域定着支援 	<p>■ 3,377ヶ所 (H31.4) 3,551ヶ所 (R2.4) 3,543ヶ所 (R3.4)</p>

草津市の障害者相談支援体制





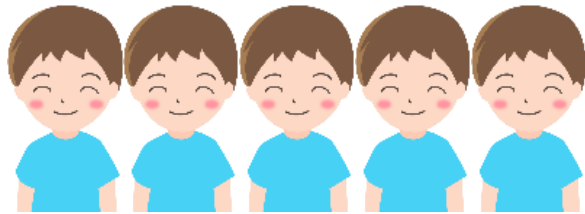
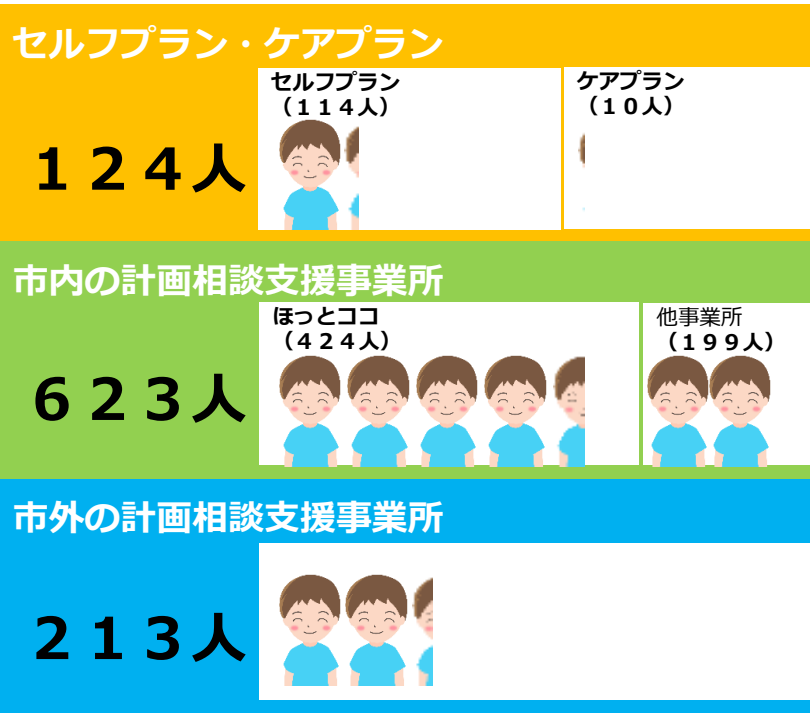
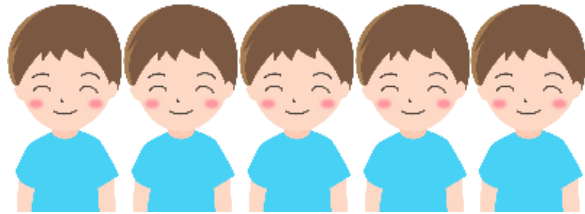
相談支援体制の現状と課題



計画相談支援

- ・令和2年度末時点で対象者は960名、年々増加傾向
- ・セルフプランは10.8%（就労系サービスで多い）
- ・事業所数は12か所、1人職場で相談員のほとんどが他業務との兼務
- ・制度（自立支援給付や草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金制度）の周知・活用が不十分

計画相談支援対象者



960人

委託相談支援



- ・現段階で役割を視覚化（デジタル化）することができていない
- ・委託相談の役割再確認・再整理が必要
- ・委託相談としての相談支援員の専従化による機能確保・強化が必要

現状

障害者相談支援事業は、草津市立障害者福祉センターと、精神障害者を主な対象としている地域生活支援センター風の2カ所に委託されています。障害福祉サービスの利用に至るまでの情報提供や手続き、社会資源を活用するための支援等をはじめとして、生活相談、処遇困難事例の対応、権利擁護や成年後見、虐待防止など幅広い相談に対応することになっています。2カ所の委託事業所はいずれも計画相談事業も実施しているため、常に有期限での対応が求められる計画相談支援が優先され、委託相談としての取り組みが十分にできない状況となっています。

また、本プロジェクト内において委託相談としての活動範囲を定義することは難しく、現時点においてその活動内容を視覚化し、分析等を行っていくまでには至りませんでした。



基幹相談支援

- ・基幹相談支援センターの役割が果たす機能が地域において脆弱
- ・基幹相談支援センターの役割の明確化と必要人員の想定
- ・基幹相談支援センターが設置できていないこと（適切な人員配置含む）

現状

基幹相談支援センター設置を目指して、令和2年度より草津市立障害者福祉センターに基幹相談支援コーディネーター1名が配置されています。市内の相談支援専門員のバックアップ、人材育成、社会資源の開拓、自立支援協議会の運営等、多くの課題に取り組まれています。1名配置であるため十分な取り組みができていない状況です。また、基幹相談支援センターに対してどのような役割を求めていくのか（求められているのか）、どのような体制が必要となるのか、といったことについても、地域の関係機関の間で共通認識できていない状況です。



障害児・一般相談支援

(障害児)

- ・障害児相談支援事業所の不足
- ・ライフステージの視点に立った機関体制の構築

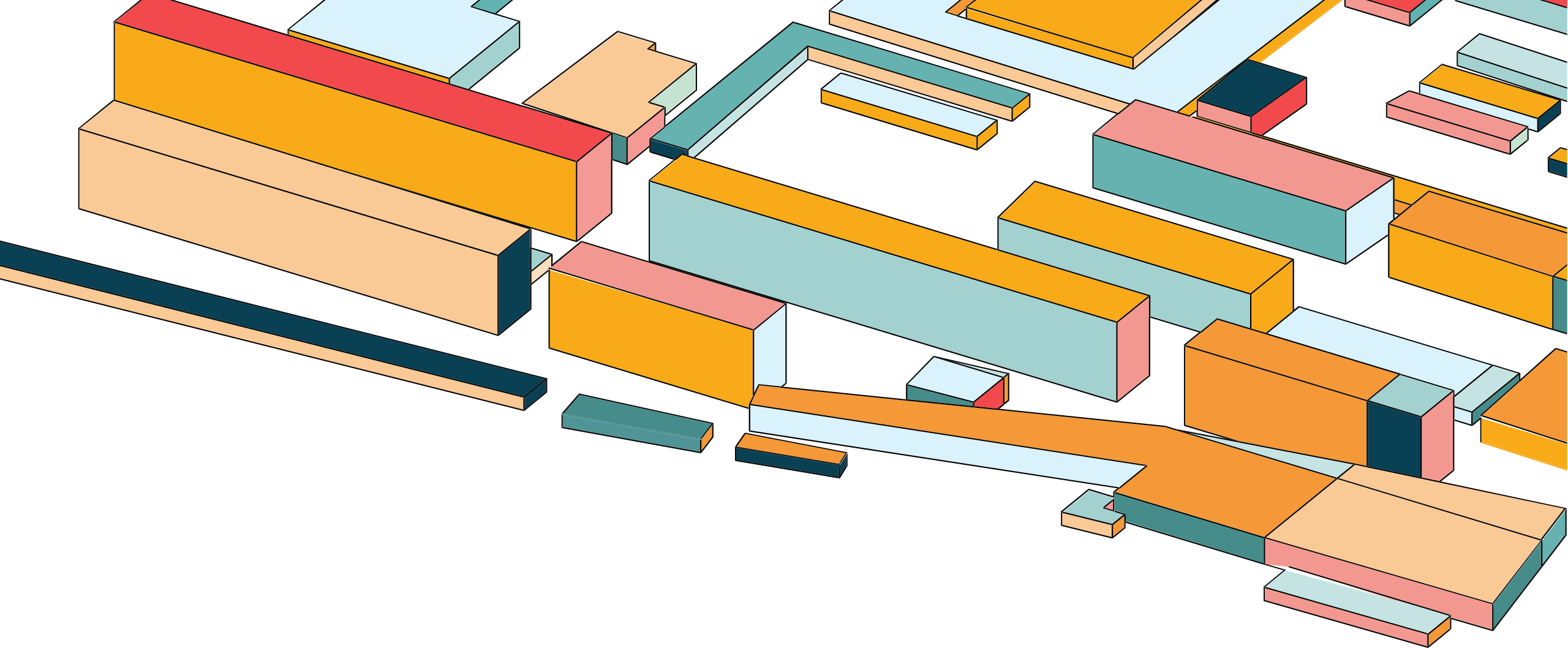
(一般相談)

- ・役割の再整理

現状

障害児に関する相談・支援・援助については、母子保健、療育、保育、教育などライフステージごとに様々な機関が役割を担っており、その機関ごとの連携がとても重要です。障害児相談の体制検討については、別に機会を設け丁寧に検討を進めていく必要があると思われます。

一般相談について、市内にある指定事業所は3カ所。令和2年度の実績は、地域移行支援が0件、地域定着支援が1件（他市にある事業所実績）。委託相談支援事業所を中心として施設・病院からの地域移行や地域生活における緊急時対応などの支援を提供している傾向があります。



相談支援体制の充実に向けて

プロジェクトからの提案

相談支援の重要性の共有

- 自立支援協議会等を活用した相談支援の重要性の共有

計画相談の拡充

- 既存計画相談事業所の相談支援専門員の専従化に向けた取り組み
- 草津市相談支援体制強化補助金制度の拡充検討と活用促進・制度モニタリング

委託相談の役割確認・充実

- 委託相談支援の役割と重要性の確認
- 委託相談事業所（草津市立障害者福祉センター）の充実（人員・体制確保）

基幹相談支援センターの設置・体制強化

- 基幹相談支援センターの早期設置
- 相談員複数配置による体制充実
- 自立支援協議会の活性化

最後に

障害のある人が望む生活を実現していくために、相談支援は地域の中核的な機能を果たします。昨今、相談支援に関する法整備も徐々になされてはきていますが、まだまだ過渡期であり、私たちを取り囲む環境も日々変化しています。地域事情に応じた相談支援を展開していくためには、継続的なモニタリングと課題解決に向けた臨機応変な取り組みが求められます。今後、[草津市自立支援協議会](#)に設置されている[相談支援部会](#)を中心に、行政と一体となり体制構築に向けて取り組んでいくことを期待します。

